

V 見本持出関連業務の見直しについて

2014年9月29日

輸出入・港湾関連情報処理センター(株)



1. 見本持出関連業務の現状及び対応案について

<現状>

「S13 航空輸出貨物取扱等一覧データ」及び「T20 航空輸入貨物取扱等一覧データ」において、見本持出許可後に「見本持出取消（MMC）」業務が実施された場合と、「見本持出確認登録（MMO）」業務が実施されなかった場合の区別がつかない。

例：登録許可番号A：見本持出許可後に、MMC業務が実施されたもの

登録許可番号B：見本持出許可後に、MMO業務が実施されたもの

登録許可番号C：見本持出許可後に、MMC業務・MMO業務の何れも実施されていないもの

AとCの区別がつかない

航空輸出貨物取扱等一覧データ

貨物取扱等種別	登録許可年月日	登録許可番号	...	見本持出年月日	持出先	...
M	XXXX	A			XXX	XXX
M	XXXX	B		20140901	XXX	XXX
M	XXXX	C			XXX	XXX

※上記表示例は管理資料S13のものです

<次期>

見本持出許可後に「見本持出取消（MMC）」業務が実施された場合は、新規項目に見本持出許可取消年月日を出力する。

新規項目により、AとCの区別が可能

航空輸出貨物取扱等一覧データ

貨物取扱等種別	登録許可年月日	登録許可番号	...	見本持出年月日	許可取消年月日	持出先	...
M	XXXX	A			20140902	XXX	XXX
M	XXXX	B		20140901		XXX	XXX
M	XXXX	C				XXX	XXX

※上記表示例は管理資料S13のものです